

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は遵法精神のもと、透明性、効率性の高い経営上の組織体制や仕組みを整備し、企業価値の最大化を図ることをコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としております。これを実現するため、監査役設置会社制度を採用しつつ、取締役会においては「社外取締役による業務執行取締役の業務執行に対する監督と助言」に重きを置いた構成としております。

具体的には、取締役相互の監視と取締役会による取締役の監督を前提としつつ、執行と監督の役割分担を明確にし、業務執行を担う業務執行取締役に対し、業務執行の監督機能を担う社外取締役を過半数確保することで、監督の実効性を高めております。また、社外取締役候補者の選定にあたり、出身の属性と当社事業への見識を考慮することで、多様な視点から実効性ある助言が得られるよう配慮しております。

ひいては、株主・投資家をはじめとするすべてのステークホルダーと良好な関係を築き、患者や医療機関等に革新的な技術およびサービスを提供し続けることにより、長期的、安定的な成長を遂げて行くことが重要であると考えております。

このような中で、コンプライアンス・リスクマネジメントの徹底、適時適切な情報開示、業務プロセスにおける不正や誤謬を防ぐ内部牽制の仕組み強化など、様々な施策を講じてコーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの「基本原則」を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
木村 佳司	7,629,300	8.46
I H N 株式会社	1,400,000	1.55
松井証券株式会社	826,300	0.92
後藤 重則	501,000	0.56
マネックス証券株式会社	481,842	0.53
株式会社SBI証券	446,600	0.50
楽天証券株式会社	402,400	0.45
株式会社カネカ	400,000	0.44
光本 一夫	357,200	0.40
細野 誠一	317,000	0.35

支配株主（親会社を除く）の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 マザーズ

決算期	9 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 15 名

定款上の取締役の任期 2 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 7 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 4 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
篠田 丈	他の会社の出身者											
高橋 司	他の会社の出身者											
南野 利久	他の会社の出身者											
和田 勝	他の会社の出身者											

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
篠田 丈		(株)T&Rホールディングス 代表取締役 (株)アリスタゴラ・アドバイザーズ 代表取締役 (株)アリスタゴラ・フィナンシャル・サービス 取締役	コンサルティング会社の代表取締役を務めており、その金融・ビジネスに関する経験、専門的知見などを踏まえて、当社の経営に対して適切な助言、監督をいただけるものと判断したためであります。
			過去に社外取締役又は社外監査役となること

高橋 司		——	以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、医師としての豊富な専門知識に基づき、当社の経営に対して適切な助言、監督をいただけるものと判断したためであります。
南野 利久		(株)メディカルー光 代表取締役社長 (株)メディシンー光 代表取締役 (株)ヘルスケア・キャピタル 代表取締役社長 (株)ヘルスケアー光 取締役	調剤薬局などを幅広く展開している株式会社メディカルー光の代表取締役を務めており、医療ビジネスに関する経験、専門的知見、及び豊富な人脈を有していることから、当社の経営に対して適切な助言、監督をいただけるものと判断したためであります。
和田 勝		(有)ケアメディック 代表取締役	厚生労働省で、長年にわたって日本の医療行政に携わったことによる経験及び専門的知見を有しており、当社の経営に対して適切な助言、監督をいただけるものと判断したためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の員数

5 名

監査役の人数

3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び監査役会は、会計監査人との間で双方の立場からの年度監査体制、監査計画及び監査内容について報告及び協議を行っております。また、内部監査室は、監査役及び監査役会に対して年度監査体制及び年度監査計画を報告し、その内容について協議を行い、監査の実施状況については、その都度常勤監査役に報告しております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

3 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
瀧上 眞次	他の会社の出身者													
萩原 信	他の会社の出身者													
川崎 義夫	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
瀧上 眞次		――	その経歴を通じて培った豊富な知識・経験と幅広い見識を生かし、経営全般に関する客観的かつ公正な観点から、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。
萩原 信	○	株式会社きもと社外監査役	豊富な知識・経験と幅広い見識により、経営全般に関する客観的かつ公正な観点から、社外監査役として職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。 また、同氏は、東京証券取引所が規定する「独立性の基準及び開示加重要件」及び「属性情報」の各項目に該当しない独立した立場であり、一般株主と利益相反の恐れがないと判断し、同氏を独立役員として指定しております。
川崎 義夫		ホームメイション(株) 代表取締役社長	総合商社等での幅広い分野の知識・経験をはじめ、医療分野でも幅広い見識をもち、それを生かして経営全般に関する客観的かつ公正な観点から、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数 1 名

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬等の額(年額500百万円、ただし使用人分給与は含まない)の範囲内で取締役に対し、ストックオプションとしての新株予約権を割当てることを平成24年12月20日開催の第17回定時株主総会にて承認をいただいております。

ストックオプションの付与対象者 社内取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として付与いたします。
付与対象者の区分及び人数
当社取締役 3名
当社社員及び顧問 15名

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年9月期における取締役を支払った報酬等の総額は、支給人数11名、91,700千円であります。
また、別途取締役3名に対し、ストックオプションとして新株予約権△620千円を付与しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の
有無なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役の職務が、実効的に行われることを確保するため、総務部が文書管理及び会議場所の予約等の職務を補助しております。

また、社外取締役及び社外監査役への情報伝達については、取締役会の開催日程等を毎月総務部が連絡し、取締役会開催に際しては、ポータルサイトを利用し、資料の事前閲覧を可能としており、また議案により必要に応じて各取締役への事前説明の体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役会において経営の基本方針、法令で定められた事項、ならびに経営に関する重要事項について審議決定をしております。当社の取締役会は取締役7名で構成され、原則毎月1回の定期開催と必要に応じて臨時開催を行い、経営の意思決定を行うほか、業績の進捗状況及び業務執行状況の監督を行っております。また、取締役会を補完する機能として、代表取締役、業務執行取締役、及び監査役が出席する月2回の経営執行会議において重要決裁事項の報告・協議を行っております。

なお、現在業務執行取締役は3名であります。

また、当社は、監査役会設置会社であり、コーポレート・ガバナンスにおけるチェック・アンド・バランス(牽制と均衡)が適切に働くよう、監査役3名全員を社外監査役として配置しております。各監査役は、取締役会などの重要な会議に出席し、取締役の業務執行状況を監督、監査しており、監

査役会を原則毎月1回開催しております。

一方、代表取締役の直轄組織として業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、業務執行部門に対して厳正な内部監査を実施し、業務遂行の効率性・有効性の評価や法令及び規定等の遵守性確保を中心とした監査活動を行っております。

当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査を新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。当社は、同監査法人との間で、会社法監査と金融商品取引法監査について、監査契約書を締結し、それにもとづき報酬を支払っております。

なお、第20期(平成26年10月1日から平成27年9月30日まで)において業務を執行した公認会計士及び監査業務にかかる補助者は、以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士:海野 隆善、櫻井 均

なお、上記2名については、継続監査年数が7年以内であるため、継続監査年数の記載は省略しております。

監査業務にかかる補助者:公認会計士 7名、その他 11名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の意思決定機能と、業務執行を管理監督する機能を取締役会が持つことにより、経営効率の向上と的確かつ戦略的な経営判断が可能な経営体制をとっております。さらに取締役会に対する十分な監視機能を発揮するため、社外取締役4名を選任するとともに、監査役3名全員を社外監査役としています。社外取締役は、長年にわたる専門的な見識をもとに、取締役会に対する的確な提言と監視機能を果たしています。さらに、3名の社外監査役はそれぞれの専門的見地からの確かな経営監視を実行しております。以上により、経営監視機能の客観性および中立性が確保されており、十分に機能する体制が整っていると判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

電磁的方法による議決権の行使

個々に専用の議決権行使コード及びパスワードを設定し、インターネットによる議決権行使を実施しております。また、行使された情報は、改ざん、盗聴されないよう暗号化(SSL128bit)技術を使用し、セキュリティについても対策しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

ディスクロージャーポリシーの作成・公表

IRポリシーを作成し、当社ホームページにおいて掲載、公表しております。

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催

第2四半期及び決算期に決算説明会を開催しております。

あり

IR資料のホームページ掲載

適時開示資料、決算説明会のスライド及び動画、有価証券報告書、決算短信、株主総会招集通知、決議通知等を掲載

IRに関する部署(担当者)の設置

総務部

その他

逐次、国内外の機関投資家に対する個別訪問を実施しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定

当社は、次世代の医療を支える革新的な技術及びサービスを創造し、迅速かつ効率的に社会に提供し続けることを使命とし、法令はもとより、細胞医療支援事業にたずさわる一員として高い倫理観と社会的良識をもって業務に取り組むための行動基準を「企業行動憲章」として定めております。

その他

社員が十分に力を発揮できるよう、女性社員の出産や育児の支援制度、介護の際の支援等、男女ともに働きやすい環境づくりを積極的に行っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムを取締役会及び使用人の職務執行が法令または定款等に違反しないための法令遵守体制、会社の重大な損失の発生を未然に防止するためのリスク管理体制、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための体制などを包括した内部管理体制と捉え、その体制整備を進めることにより、企業不祥事の発生の防止を図るなど、コーポレート・ガバナンスの確立に資することを基本的な考え方とし、以下のとおりとしております。

1. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社及び当社子会社の取締役は、自らの職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業行動憲章及び行動規範並びにコンプライアンス管理規程等に基づき、またはこれらに準拠し、それぞれ法令、定款及び社会規範等を遵守した行動に努める。
- (2) 当社の取締役会は、法令、定款、取締役会規程等に従い、重要な非通例の取引、重要な会計上の見積り、当社と取締役との取引、当社子会社との取引等のほか経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
- (3) 当社の取締役は、3ヶ月に1度以上自己の職務の執行の状況を取締役会に報告するものとし、重大な不正事案等が発生した場合にはただちに取締役会に報告する。
- (4) 当社及び当社子会社の取締役は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及びその団体とは関係を持たず、毅然とした態度を葆ち、不当・不法な要求には一切応じないことを基本方針とし、当社行動規範にも明記し、全社員にも周知徹底する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社の取締役は、その職務の執行に係る以下の文書(電磁的記録を含む)を、関連資料とともに文書管理規程その他の社内規程に基づき、適切に保存し、管理する。
 - ・株主総会議事録
 - ・取締役会議事録
 - ・その他の重要な会議の議事録
 - ・取締役を決定者とする稟議書と附属書類
 - ・その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
- (2) 当社の取締役は、文書管理規程に基づき、前項に掲げる文書以外の文書についてもその重要度に応じて保管年限・保管形式・保管責任者等を明確にし、適切な管理に努める。
- (3) 機密情報の秘匿については、情報セキュリティに関する社内周知の徹底を図るとともに、データ等の情報資産への脅威が発生しないよう、情報システム管理規程等に基づき適切な保護対策を講じる。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社の取締役会の下にコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、リスク管理規程に定めたリスク管理基本方針に基づき、当社及び当社子会社の事業の運営を阻害する要因に対処すべく、当社及び当社子会社全体のリスクを総括的に管理するリスク管理体制の運用に努める。
- (2) コンプライアンス・リスク管理委員会は、リスクへの対処方針及びリスク管理実施計画を当社の取締役会へ提案する。リスク管理事務局は、当社及び当社子会社の各部署が保有するリスク管理状況を把握し、新たなリスクや影響が大きくなったリスクへの対応の遅れや漏れがないよう、マニュアル等の整備指導や部門間の調整を図る。
- (3) 大規模な事故、災害、不祥事等の経営危機が発生した場合には、リスク管理規程等に基づき緊急対策本部を設置し、情報開示を含む迅速な対応を行うとともに、損害の拡大防止及び再発防止に努める。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を月1回定時に開催するほか適宜臨時に開催し、取締役会規程に定められた経営に関する付議事項について、意思決定を行う。当社子会社の取締役は、その業種、規模等に応じて適正な業務執行を行う。
- (2) 当社の業務執行の重要事項については、当社の業務執行役員等で構成する経営執行会議を定期的に開催し報告・協議を行うとともに、職務権限規程や稟議規程等を遵守し、適正で効率的な業務執行に努める。
- (3) 当社は中期計画及び年度予算を策定し、その進捗状況を定期的に検証し、必要に応じた目標の修正や対策を講じることにより、効率的な業務の執行を図る。

5. 当社及び当社子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社及び当社子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業行動憲章、行動規範及びコンプライアンス管理規程等の遵守に向けた取組みに努める。当社の取締役会の下に、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス研修計画の策定及び実施、コンプライアンス違反行為及びそのおそれの監視、報告等を行わせる。
- (2) コンプライアンス違反行為や疑義のある行為等を通報できるコンプライアンス・ホットラインの設置及び運営を行い、違反行為の早期発見及び是正を図る。調査や是正措置を行うにあたっては通報者の匿名性を保障し、通報者に不利益がないことを確保する。また、コンプライアンス・ホットラインの利用について、当社及び当社子会社の全社員に対して通報手続き等を掲示し、周知徹底を図る。
- (3) 当社における業務執行部門から独立した内部監査部門の設置により、各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止と内部統制の整備状況の評価及び改善提案を行う。

6. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社子会社については、当社の所管部門が業績進捗等の管理を行い、当社グループ企業全体の経営効率の向上を図る。
- (2) 当社子会社の内部統制の実効性を高めるため、当社の所管部門が必要に応じて指導及び支援を行う。
- (3) 当社子会社は、一定基準の重要事項については、当社子会社において機関決定する前に、当社に報告を行い、承認を得る。また、当社子会社は、承認を必要としない重要事項等についても、適宜、必要に応じて当社に報告を行う。

7. 財務報告の適正性を確保するための体制

- (1) 各業務において行われる取引の発生から、各業務の会計システムを通じて財務諸表が作成されるプロセスの中で、虚偽記載や誤りを生じる要点をチェックして、業務プロセスの中に不正や誤りが生じないような内部牽制システムその他のシステムの整備を進め、内部統制の整備・運用

状況を評価する。

(2)適時開示を果たすため当社に「IR委員会」を設置し、重要情報基準や開示判断基準に基づいた開示資料の検討を行い、開示の正確性、適時性及び網羅性を確保する。

8. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

(1)当社の監査役の求めに応じて、監査役を補助すべき必要な人員を配置する。

(2)当社の監査役より職務の命令を受けた当該使用人は、その職務について、当社の取締役の指揮命令を受けない。

(3)当該使用人は、当社の監査役の指示に従い、当社の監査役の監査に必要な調査の権限を持って業務を行う。

9. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1)当社の監査役は、当社の取締役会及び社内的重要な会議に出席するほか、各部門の責任者との面談等を通じて当社の取締役の職務執行の状況を把握するとともに、当社の監査役会は代表取締役と定期的に意見交換会を実施する。

(2)当社及び当社子会社の取締役及び使用人等は、当社の監査役に対して、当社及び当社子会社で法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当該事実に関する事項を速やかに報告する。

(3)当社の取締役及び使用人等は、当社の監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。

(4)当社の監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならない。

10. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なでないと明らかに認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

11. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)当社の監査役には、法令に従い半数以上の社外監査役を登用することで独立性を高め、公正かつ透明性を担保する。

(2)当社の監査役は、内部監査の年次計画の事前説明及び内部監査の実施状況について適宜報告を受け、指摘・提言事項について意見交換をする等、密接な情報交換及び連携を図る。

(3)当社の監査役及び内部監査部門は、会計監査人の監査計画及び監査結果の報告を受ける等、相互の連携かつ牽制を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況については、当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及びその団体とは関係を持たず、毅然とした態度を保ち、不当、不法な要求には一切応じないことを基本方針とし、当社行動規範にも明記し、役員を含めた全社員に周知徹底しております。

また、排除に向けた整備状況につきましては、対応統括部署(総務部)及び不当要求防止責任者を設置し、不当要求や書籍購読要求等の対応マニュアルを作成するとともに、対応担当者に対しては、講習会の受講やビデオ等による社内研修を行っております。さらに当社は、神奈川県企業防衛対策協議会に加入しており、定期的な会合に出席し、加入企業、警察関係者と情報交換を行うとともに、通報、相談等の連絡体制を整えております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための体制整備につきましては、金融商品取引法等に基づき、各業務の会計システムを通じて財務諸表が作成されるプロセスの中で、虚偽記載や誤りが生じる要点をチェックして、業務プロセスの中に不正や誤りが生じないような内部牽制システムその他のシステムを整備し、内部統制の整備・運用状況を評価しております。

株 主 総 会

